



2024年5月14日

各位

会社名 株式会社ツガミ  
代表者名 代表取締役 管理部門担当 米山 賢司  
(コード番号 6101 東京証券取引所プライム市場)  
問合せ先 上席執行役員 秘書室長 結城 裕之  
(TEL: 03-3808-1711)

### 株式報酬型ストックオプション制度から譲渡制限付株式報酬制度への 移行措置に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の取締役に対して付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権(未行使分)を、譲渡制限付株式へ移行する措置(以下、「本移行措置」という。)の実施を決議し、本件に関する議案を2024年6月19日開催予定の当社第121期定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本移行措置の実施目的等

###### (1) 本移行措置の実施目的および本移行措置の内容

当社は、2021年6月16日開催の当社第118期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。(以下、「対象取締役」という。))に対し、譲渡制限付株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入についてご承認をいただき、本制度の導入に伴い、2018年6月20日開催の当社第115期定時株主総会においてご承認をいただいた株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の定めを廃止しております。

当社は、株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の定め廃止に伴い、新たな株式報酬型ストックオプション(以下、「ストックオプション」という。)の割当てを行わないものとしておりますが、今般、対象取締役に対し付与済みのストックオプションのうち未行使のものについて、譲渡制限付株式に移行することにより、株式報酬制度を一体的かつ効率的に運用することで、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、既にストックオプションの割当てを受け、現在未行使のストックオプションを保有する者のうち、本株主総会において再任又は新任された当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)として在任する者(以下、「再任取締役等」という。)が、その保有する未行使のストックオプション全てを放棄する代わりに、当該ストックオプションの目的となる株式数(167,000株)と同数の譲渡制限付株式(一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の下記2.の定めに従って取得する当社普通株式に限る。以下、「譲渡制限付株式」という。)を再任取締役等に対し割り当てる措置を実施するものです。

なお、本株主総会終結の時をもって当社の取締役の地位を退任する者のうち、ストックオプションを有している者は、過年度の割当時に締結済みの新株予約権割当契約に基づき、当該ストックオプションを行使することとなります。

###### (2) 本移行措置の導入条件

再任取締役等に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本移行措置の実施は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

また、本移行措置の実施のために、当社第122期事業年度(2024年4月1日~2025年3月31

日) (以下、「本事業年度」という。) に限り、2021年6月16日開催の当社第118期定時株主総会においてご承認いただいた本制度にかかる取締役の報酬枠 (対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額80百万円以内とし、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は150,000株を上限とすること) とは別枠として、再任取締役等に対し本移行措置にかかる報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額334百万円 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)、発行または処分する当社普通株式の数を年167,000株以内として設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

なお、かかる割当ては、過年度において再任取締役等に対して割り当てられたストックオプションの放棄を伴うものであり、実質的には新たな報酬を付加するものではありません。

## 2. 本移行措置の概要

### (1) 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

再任取締役等は、本移行措置の実施のために当社から付与される金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の発行または処分を受けます。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける再任取締役等に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、再任取締役等が、その保有するストックオプションのうち未行使のものを全て放棄すること、上記の現物出資に同意していることおよび下記(2)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

### (2) 譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける再任取締役等との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、①譲渡制限付株式の割当てを受けた再任取締役等は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの期間、当該再任取締役等に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないこと、②一定の事由が生じた場合には、当社が当該譲渡制限付株式を無償取得することができることなどをその内容に含むものとします。

### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、当社の執行役員およびこれに準ずる使用人に対し、本移行措置と同様に、割り当てられたストックオプションのうち未行使のものに代えて、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以上